

## 国立大学法人大分大学役員退職手当規程

平成16年4月1日制定  
平成16年規程第39号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条の規定により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第2項の規定に基づき、国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）の役員（非常勤の役員を除く。）が退職（任期満了、解任及び死亡の場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給に関して、必要な事項を定める。

### (退職手当の額)

第2条 退職した者に対する退職手当の額は、次項の規定により計算した額とする。

- 2 退職手当の基本額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、第4条後段及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。
- 3 第1項の規定による退職手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績を勘案し、学長が、その額の100分の10の範囲内で、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

### (在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。
- 3 前二項の規定による在職期間のうちに、心身の故障のため長期の休養を要する場合又は刑事事件に関し起訴された場合における休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職等を除く。）その他これらに準ずる事由により現実に職務を執ることを要しない期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前二項の規定により計算した在職期間から除算する。

### (再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

### (在職期間に係る特例)

第5条 役員が引き続き職員（国立大学法人大分大学職員退職手当規程（平成16年規程第29号。以下「職員退職手当規程」という。）の適用を受ける職員をいい、常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 職員が、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合又は役員が、引き続き職員から役員となった場合におけるその者の役員として引き続き在職期間には、その者の引き続き職員としての在職期間を含むものとする。
- 3 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ引き続き職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

- 4 第2項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第2条第1項の規定にかかわらず、当該役員の退職時の本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を職員退職手当規程第9条第1項に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出して得た額とする。

（国家公務員が役員となった場合の特例）

- 第6条 役員のうち、学長の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号 以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間に係る第2条第1項 ただし書に規定する本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。
- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が、当該役員を退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）の退職手当の額については、第2条第1項の規定にかかわらず当該役員の退職の日に国家公務員に復帰し、国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該役員の退職の日における本給月額については、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、学長が別に定める。

（退職手当の支給）

- 第7条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に現金で支給する。ただし、役員が法人法第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。
- 2 退職手当は、予算その他の特別な事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から起算して1月以内に支払うものとする。
- 3 役員又は遺族が退職手当の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（遺族の範囲及び順位）

- 第7条の2 この規程における「遺族」の取扱いについては、常勤職員の例に準じるものとする。

（常勤職員の懲戒解雇処分に相当する解任等処分を受けた場合の退職手当の支給制限）

- 第8条 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第64条第4号に規定する懲戒解雇の処分に相当する理由での解任（以下、「常勤職員の懲戒解雇処分に相当する解任」という。これ以降において常勤職員の例に準じる場合は、「懲戒解雇処分」を「常勤職員の懲戒解雇処分に相当する解任」と読み替えて適用する。）等処分を受けた場合の退職手当の取扱いについては、常勤職員の例に準じる。

（退職手当の支払の差止め）

- 第9条 退職手当の支払の差止めについては、常勤職員の例に準じるものとする。

(退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 退職後禁固以上の刑に処せられた場合等、職員退職手当規程第14条第1項各号に該当するときの退職手当の取扱いについては、常勤職員の例に準じるものとする。

(退職をした役員の退職手当の返納)

第11条 退職をした役員の退職手当の返納の取扱いについては、常勤職員の例に準じるものとする。

(遺族の退職手当の返納)

第12条 遺族の退職手当の返納の取扱いについては、常勤職員の例に準じるものとする。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納)

第13条 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納の取扱いについては、常勤職員の例に準じるものとする。

(端数の処理)

第14条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第62号)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 役員が新制度適用役員(役員であって、その者が平成18年4月1日(以下「新制度切替日」という。)以後に退職することによりこの規程による改正後の国立大学法人大分大学役員退職手当規程(以下「新規程」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として、この規程による改正前の国立大学法人大分大学役員退職手当規程(以下「旧規程」という。)第2条第1項及び第2項の規定により計算した退職手当の額が、新規程第2条第2項から第4項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 役員が新制度切替日(前条に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。)以後平成21年3月31日までの間に新制度適用役員として退職した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなして旧規程第2条第1項及び第2項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に規定する額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)

ア 職員退職手当規程第7条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

(2) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)

- ア 職員退職手当規程第7条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
- イ 新規規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

附 則（平成20年規程第17号）  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第15号）  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第17号）  
この規程は、平成22年3月23日から施行する。

- 附 則（平成24年規程第122号）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。  
（経過措置）
  - 2 平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の98」とする。
  - 3 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の92」とする。

附 則（平成29年規程第75号）  
この規程は、平成30年1月1日から施行する。